

2024年度 介護保険事業者に対する実地指導報告書

1 町田市が実施する実地指導について

実地指導は、介護保険事業所に指導担当職員が訪問して書類確認とヒアリングを行い、事業所の運営について必要な指導や助言を行うことにより、介護保険事業所の適正な運営とサービスの質の確保を図るために実施するものです。

介護保険法に基づく介護保険サービスには、入浴・排泄・食事等の介護、支援を行う「訪問介護」、施設等に通り食事や機能訓練を受ける「通所介護」、その他「短期入所生活介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、利用者の心身の状況等を勘案して居宅サービス計画の作成や居宅サービス事業者等と調整を行う「居宅介護支援」などの在宅サービスがあります。

また、町田市民のみが利用できる「地域密着型通所介護」、「認知症対応型通所介護」、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」などの地域密着型サービスや「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」などの施設サービスがあります。

在宅サービスを行う事業者に対する実地指導の権限は都と区市町村にあり、地域密着型サービスを行う事業者に対する実地指導の権限は区市町村にあります。

町田市では、介護保険法第23条に基づき町田市が指定権限を有する居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス及び町田市が所轄庁となっている社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設に対して実地指導を実施しています。なお、その他の在宅サービス及び施設サービスについては都が指定権限を有するため、町田市では必要に応じて実地指導を実施しています。

また、実地指導の他に、指導の対象となる介護保険事業者を一定の場所に集め、講習等の方式により行う集団指導を定期的に実施しています。

2 2024年度の実地指導実施状況

2024年度の町田市の介護保険事業者に対する実地指導の実施状況は、下表のとおりです。

なお、文書指摘とは、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反するもの（軽微な違反や改善中のもの、特別な事情により改善が遅延しているものを除く）、口頭指導とは、福祉関連法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反するもの（管理運営上支障が大きいと認められるものまたは正当な理由なく改善を怠っているものを除く）をいいます。

(1) 居宅介護支援

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数(④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
103	20	12	20	184	19.4%	60.0%

(2) 地域密着型サービス

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数(④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
111	24	19	24	303	21.6%	79.2%

(3) 町田市が所轄庁となっている社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数(④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
7	1	1	1	13	14.3%	100%

(4) その他

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数(④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
379	10	5	10	77	2.6%	50.0%

(5) 合計

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数(④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
614	55	37	55	577	9.0%	67.3%

3 主な文書指摘事項

文書指摘の具体的事例	指摘 事業数
◇ 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ていない。 ○ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ていない。 (市条例第6号第26条第3項、居宅解釈通知第2の3(19)、市条例第53号第35条第3項、密着解釈通知第3の1の4(26) 他) <改善の際の注意点等> 利用者及び利用者の家族（の代表）から、個人情報使用の同意を文書により得てください。利用者が独居であっても、緊急連絡先等として家族の名前・続柄・連絡先等の情報を共有している場合が多いので、忘れず同意を得てください。 また、代理人欄に家族の署名を得ただけでは、家族の個人情報の使用について同意を得たとは言いがたいため、気を付けてください。	10
◇ 計画の実施状況や評価について、利用者又はその家族に説明していない。 ○ 計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況について、利用者又はその家族に説明していない。 (市条例第6号第16条第13号、第15号、居宅解釈通知第2の3(8)⑭、市条例第53号第59条の10第5項、密着解釈通知第3の2の2の3(3)⑤ 他) <改善の際の注意点等> 計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価（モニタリング）についても説明を行わなければなりません。モニタリングの内容や利用者等に説明を行った日付等を記録に残してください。	9
◇ 計画の作成に当たり、アセスメントを実施していない。 ○ 計画の作成にあたり、アセスメントを実施していない。 ○ 計画作成後にアセスメントを実施していた。 (市条例第6号第16条第6号、居宅解釈通知第2の3(8)⑦、市条例第53号第59条の10第1項、密着解釈通知第3の2の2の3(3)④ 他) <改善の際の注意点等> 計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成しなければなりません。したがって、計画の作成及び変更の際は、必ずアセスメントを実施し、その内容をもとに計画を作成してください。	9

文書指摘の具体的事例	指摘 事業数
◇ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の対応が不適切。 ○ 3つの要件（切迫性、非代替性及び一時性）を満たすことについての確認が不十分。 ○ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していない。 （市条例第6号第16条第2号の2、第2号の3、居宅解釈通知第2の3(8)③、市条例第53号第59条の9第5号、第6号、密着解釈通知第3の2の2の3(2)③ 他） <改善の際の注意点等> 身体的拘束等は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き行ってはなりません。 切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件をすべて満たすことについて、組織等として極めて慎重に検討・確認を行い、その具体的な内容について記録に残してください。 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を必ず記録に残してください。また、3つの要件に該当するか常に観察・検討をし、該当しなくなった場合は直ちに解除することが重要です。	2
◇ 虐待の発生又はその再発防止のための措置を講じていない。 ○ 虐待の防止のための指針を整備していない。 ○ 虐待の防止のための研修を年1回以上実施していない。 ○ 新規採用時に虐待の防止のための研修を実施していない。 （市条例第6号第30条の2、居宅解釈通知第2の3(23)、市条例第53号第40条の2、密着解釈通知第3の1の4(31) 他） <改善の際の注意点等> 次の4点の措置を講じてください。また、適切な措置を講じていることがわかるよう、記録に残してください。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催してください。また、委員会の結果を従業者に周知徹底してください。 ②虐待の防止のための指針を整備してください。 ③従業者に対する定期的な研修（年1回以上）を実施してください。 新規採用時は必ず研修を実施してください。 ④上記の措置を適切に実施するための担当者を置いてください。 委員会や研修は、併設事業所等と合同で実施しても構いません。	3

市条例第 6 号	町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 30 年 3 月 29 日町田市条例第 6 号）
市条例第 53 号	町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月 26 日条例第 53 号）
居宅解釈通知	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
密着解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発 0331004・老振発 0331004・老老発 0331017）